

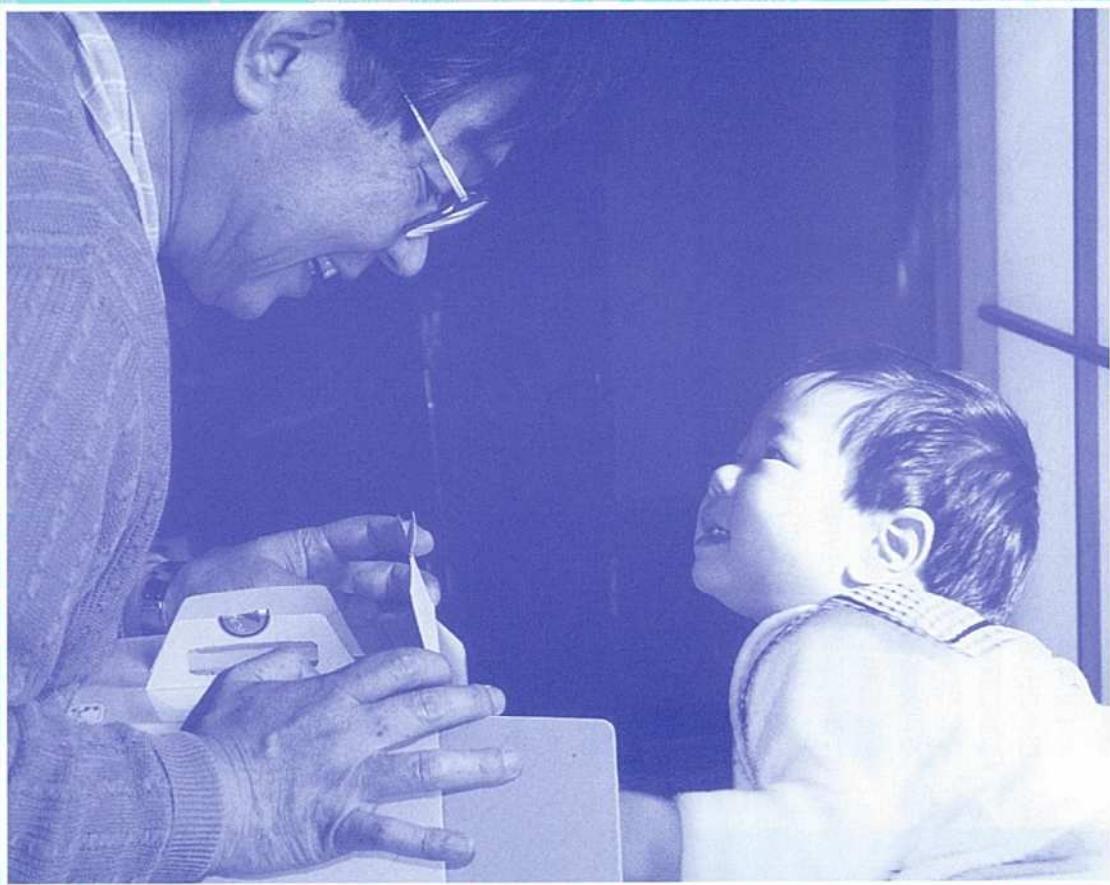
男女共同参画社会をめざす

アゼリア

Azalea

1999.2.26

NO.19



特集「男女が共に暮らし、
子どもを産み育てることに
夢を持てる社会」をつくるには



北区

「男女が共に暮らし、子どもを産み育てることに夢を持てる社会」をつくるには

日本社会事業大学教授

むくのみちこ
棕野美智子



21世紀が目前に迫っている。20世紀の日本が人口増加と経済発展の世纪だつたとするならば、21世紀の日本は人口減少と高齢化の世纪である。総人口は2007年をピークとして21世紀の終わりには現在の約半分に減り、高齢化率は2015年に25%を超えて、以後21世紀を通じて3割前後を推移すると推計されている。

このような変化をもたらしているのは少子化であり、その原因は未婚率の上昇である。つまり、若い世代が家族を形成しようとなくなっていることである。



家族をめぐっては、しばしばその崩壊が取り沙汰されている。しかし、家族の崩壊とは何だろうか。それは、ある一つの「家族」というイメージに現実の家族が当てはまらなくなっていること、すなわち、家族の変化であり、多様化に過ぎないのではないか。

いだろか。今問題とすべきなのは、むしろ、若い世代が結婚しなくなり、子どもを産まなくなっていること、つまり家族を形成しなくなっていることなのではなかろうか。この傾向は、既に1970年代半ばに始まり、20年以上も続いている。

標準家族幻想

1970年代半ばとは、日本の歴史上、専業主婦率が最も高かつた時代である。それに先立つ20年間の高度成長時代に、人口の都市集中、サラリーマン化、高学歴化が進み、「郊外の新興住宅地に住むサラリーマンと専業主婦、子どもは2人」という家族の姿が、若い世代に広く見られるようになつた。言い換れば、「男は仕事、女は家庭」の固定的な性別役割分業が徹底され、家族の姿が画一化されていった。そして、今でもこの画一的家族の姿が、家族の標準イメージとして広く制度や人々の心に影響を及ぼしている。

子どもは三歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼすという「三歳児神話」、子どものない女性を際限のない不妊治療に追いやる一因ともなつていて、「子どもがいて初めて女は一人前」思想、「一人つ子はかわいそう」論、てづくりを愛情表現として強制する「てづくり信仰」、あるいは、税や社会保険制度における被扶養配偶者の優遇などな



暮らしの場である郊外新興住宅都市には、年齢も学歴も所得も家族構成も極めて似通つた人たちが住んでいる。しかも、男性は職場の都合最優先の働き方を求められ、地域の諸活動に参加するのは専業主婦だけという、多様性に欠けた厚みのない社会が形成されている。そこでは、子育てを支援し、子どもの社会性を育む地域の機能も希薄で、子どもは家庭で母親だけが育てるものとなってしまったのだ。

調査によれば、育児不安は有職女性よりもむしろ専業主婦により多く見られる。保育所などの制度的な子育て支援を受けやすい有職女性に比べて、専業主婦は地域からも夫からも支援を受けられず、子育てにおける孤立が一層促進されている。支援が必要としているのは働く女性だけではない。

21世紀の地域は

「三歳児神話には、少なくとも合理的な根拠は認められない」と明記したのだが、大切なのは、多様な家族のありようをそれぞれ認め、そのような家族を形成する個人を支えていくことではなかろうか。

その際、地域の果たす役割が極めて重要である。「家族の危機」と見えるものは実は都市の危機である。都市が身を引いてしまつた役割を家族が自分で背負い込もうとするから、家族は「機能不全に陥るのだ」と、フランスの社会学者フイリップ・アリエスは言っている。

都市II地域が機能不全に陥つたのは、高度経済成長の過程で、まちづくりまでもが性別役割分業を前提として進められ、男性が働く都心の業務都市と、家族が暮らす郊外の住宅都市が分離され、都市が総合性、多样性を失つてしまつたからである。

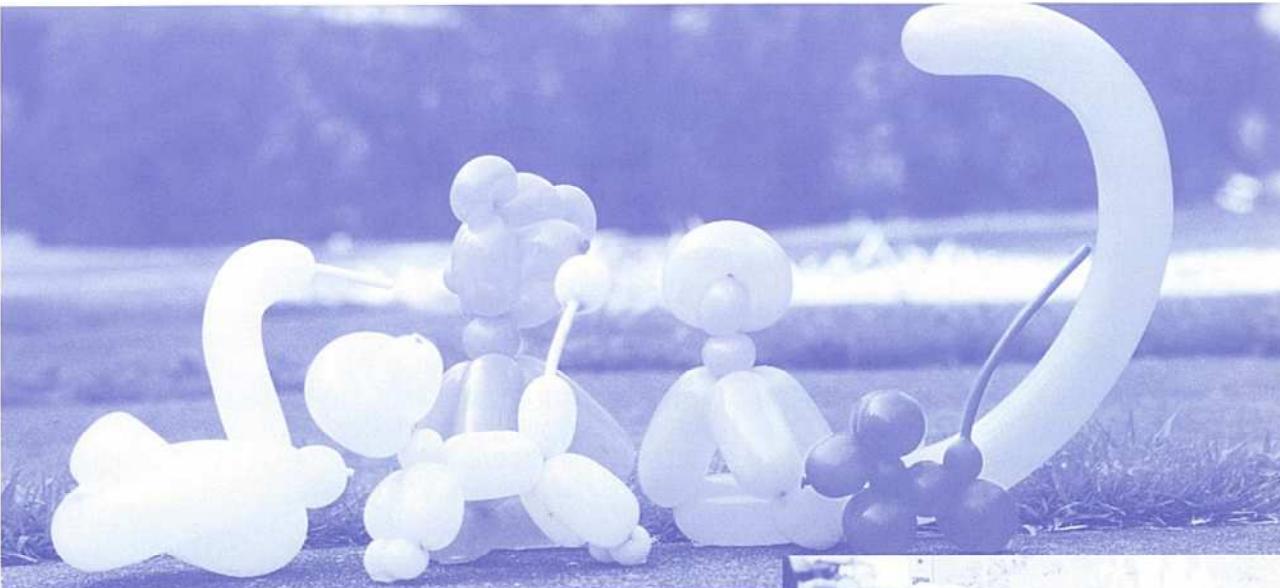
このような相互支援機能を地域社会に取り戻すには、まずハードとして、職住分離の都市計画を見直し、地域が仕事と暮らしの総合的な場となるような、生活圏に合つたまちづくりを進める必要がある。住宅もあればオフィスも商店もあり、子どもたちが遊んだり、たむろしたりできる路地や店先もある。ステッキ姿の雇用者もいれば作業着の自営業者もいて、父や母や近所の大人が働いている姿を自然に子どもたちが見かけ

ることのできる、そんなまちである。そして、ソフトとして、住民同士のさまざまな連帯と助け合いのネットワークが形成されていることが必要である。そのためには、個人が家庭や地域での活動と両立する働き方ができるよう、職場のあり方が見直さなければならないことはもちろんである。

そんなまちは行政に任せていたりできない。旧来の陳情や要求型の住民活動でもできない。自分たちで活動し、情報公開により行政情報を入手し、新たな施策を提案し、行政とパートナーシップを組んで事業を開いていくような、NPOなどの新しい活動が求められている。

難しい話ではない。例えば専業主婦の子育てサークルが各地で活発に活動を始めている。住民参加型の住宅介護支援事業も全国に広がつていて、相互支援活動から、地域の支援事業全体の把握、改善提案へと進むべき、新しい地域づくりが始まること。

地域が多様な生き方をする個人を支援するさまざまな機能を持つようになれば、家族が女性に育児や介護を、男性に扶養責任を押し付け、型にはまつた生き方を強制するものではなくなるだろう。そして、個人が、さまざまな家族をつくりながら、自由に生きることができるよう、「男女が共に暮らし、子どもを産み育てるに夢を持てる社会」になつていくのではないだろうか。





男女共同 参画

NOW

留学生

李康秀さん
尹嬉英さん

3年前に来日し、
日本語学校に通つ
ている韓国の
李康秀（夫31歳）
さん、尹嬉英（妻
30歳）さんご夫妻
に日本での生活や
韓国との違いにつ
いてお伺いしまし
た。

**日本の夫婦のライフスタイルを見
て、お一人と違う点、似ている
点はありますか。**

李：日本では女性もいきいきと仕事をして、男女平等が進んでいると感じました。けれども、会社を最優先するようですね。私たちにとって大切なのは家庭です。家族の健康や平和があるからこそ会社で働くと考えています。

尹：日本の女性はがまん強いですね。私は言いたいことは夫にはつきり言います。かなり激しくけんかしますが、あとはすつきりと仲直りをします。韓国では、夫婦が向こううにしています。

**日本語の勉強と家事、育児など多忙だと思いますが、分担はどの
ようにしていますか？**

李：韓国では平均寿命は男性70歳、女性は78歳くらいですが、親が病気になつたりした場合は、老人ホームが少ないこともあります。やはり長男が同居することになります。財産相続の時は、先祖を守る長男が3分の2を取り、残りを男兄弟で等分に分けるのが慣習になっています。

尹：親と同居する中で何か問題が起つた場合は、親の言い分を聞くようになります。意見は言い合いますが、「長男の嫁」が一番大変なことはわかっていますので、お互いに譲り合うようにしています。

**韓国では女性が働くことへの障
害は何ですか？**

尹：結婚したら家庭に入るという慣習も強く、保育園もあまりありません。ですから、専業主婦として生活している女性も多いです。

北区の国際化の現状

外国人登録者数は10,069人（H11・1・1現在）。登録者の国籍は81カ国に及ぶ。北区では、日本人および外国人区民に向けてさまざまな国際交流、生活支援事業を実施している。区民のボランティア組織である「北区国際交流・協力ボランティア」には現在1,60名（うち女性1,11名）が登録し、多彩な活動を行っている。詳しくは北区総務部国際化担当（3908）1802へ。

日本では男女共同参画社会基本法が今国会に上程される予定です。

法が今国会に上程される予定です。法制化では一步先を行く韓国では、身近な夫婦の対話も大切にしているようです。違いを越えてともに認めあうことが、夫婦、親子、ひいては国際理解にまでつながる大切なキーワードだと感じました。

来日のきっかけは？

李：知人が慶應大学の大学院に留学していたり、僕の身内が日本で生活していましたこともあり、ずっと日本には興味がありました。僕は大学の教育学部を卒業後、韓国の造船会社に就職しました。現在は豊島区内の外語専門学校に通っています。将来は翻訳、通訳などの仕事につきたいと思っています。

尹：日本に来るまでは中学校教師（社会科）と家庭教師をしていました。1歳になる娘を連れての外国暮らしには不安がありました。私もだいぶ慣れて今は北区内の日本語学校で勉強しています。

尹：私は夫に対して特に不満はありません。自分の目標に向かって前向きに努力している姿を尊敬しています。私が疲れているときは思いやつてくれるでとても頼りになります。夫婦円満の秘けつは思いやりと少しの諦め、でしょうか。

李：韓国には徴兵制（3年間）があります。男性は兵役後、学業成績にプラスのポイントがつくので、女性は男性より就職が難しくなっています。李：韓国では生徒の名簿はもともと男女混合で身長順や生年月日順になりますが、法制定後、学校教育の中に性教育、男女平等教育が組み込まれ始めたので、そういう意味においては変わりましたね。

女性学講座

誌上講演会

「21世紀の女性と年金

—世帯単位の制度設計の
問題を考える—

武蔵大学
国広陽子氏をお迎えして

1月9日に北区女性大学で、女性と年金についての講座が開かれました。少子高齢化が進む中、年金制度の抱える問題点を考える良いきっかけになりました。



国広 陽子氏（くにひろ ようこ：武蔵大学社会学部助教授）

した世帯単位の制度設計になっていること。これは男性も女性も生き方が多様化している現代にはそぐわないものになっています。たとえば離婚すると専業主婦の多くは基礎年金しか受け取れません。また、夫の死後に妻に支給される遺族年金の方が働き続けた女性の年金額より高くなることがあります。さらに、フルタイムの共働き夫婦の場合、年金額が高くなるため、今後増えると年金財政を圧迫するという矛盾があります。年収130万円未満のパート労働者の多くは既婚女性ですが、厚生年金に加入していないため、長年働いても基礎年金のみです。

5つの選択肢

年金制度は、5年に1度見直しが行われますが、今年が改革の年に当たります。年金審議会では、私は細かい仕組みよりも、むしろ女性にとって大きな影響のある根本的な仕組み、世帯単位が良いのか、個人単位にすべきなのかといったことについて発言してきました。

現行の公的年金制度は、個人の積立方式ではなく、現役世代が受給世代の年金を支えています。少子高齢化が進むと、受給世代が増えて支える世代が減るので、現役世代の負担が多くなります。そこで厚生省は、97年12月に、2025年時点での厚生年金の支出総額と保険料負担を想定した5つの選択肢を提示しました。

A案—現行の給付水準を維持した場合は保険料率は今の約2倍(34.3%)となる

B案—給付を1割削減すると、保険料は30%となる

C案—給付を2割削減すると、保険料は26%となる

D案—給付を4割削減すると、保険料は20%（現行に近い）となる

E案—厚生年金を廃止し民間の企業年金や個人年金に委ねる

というものです。

受け取る側はできるだけ多く受け取りたい、負担する側は減らしたいと考えるため、なかなか合意ができにくい状況ですが、厚生省はB又はCを有力な案と位置づけていました。寿命の長い女性にとっては、公的年金はより重要な意味を持っているので、給付削減が女性にきびしい老後生活を余儀なくさせるのでは困ります。

女性の年金の問題点となるのは次のような点です。

1 女性の年金額が低く男性の約半額であること。これは男女に生涯賃金の格差があるためです。現在老齢年金を受給している女性の約半分は月額5～10万円です。

2 「サラリーマンに扶養される妻」の夫婦形態を基本に

3 第3号被保険者（給与所得者の配偶者で年収130万円未満の人）の多くの女性（約1200万人）で、保険料の負担が免除されていて、第2号被保険者（給与所得者、男性が約2600万人、女性が約1280万人）が支える制度になっていること。これは女性の年金権の確立のため85年に作られた制度ですが、専業主婦的ライフスタイルへの政策誘導がみえ隠れしています。

個人単位の年金へ

「過程の主婦」ともいわれるよう、女性の生き方が今後さらに多様化していくことが予想されます。男女共同参画社会と矛盾しない年金制度、個人を単位として保険料を納め年金を受け取る制度が大切です。そのためには性別役割分業を誘導しないシステムや、継続して働く、あるいは出産育児後も容易に職場復帰できるシステム、そして同一価値労働同一賃金の実現が必要です。

私は、これからも当事者としての女性の声を審議会に反映させていきたいと思っていますが、みなさんも年金は難しくてわからないと避けるのではなく、20年先の子どもたちのことを見据えて、安心して暮らせる年金制度の実現のため、ぜひ論議に参加していってほしいと思います。

国広陽子氏の著作

- 「21世紀の女性と年金」 女性と政治を考える会編
- 「都市と女性の社会学」 サイエンス社（共著）
- 「エンパワーメントの女性学」 有斐閣（共著）
- 「女性問題キーワード111」 ドメス出版（共著）
- 「女性学キーワード」 有斐閣（共著）

'99北区女性週間のご案内

—男女ともに響く—

北区女性週間は、日本で女性が初めて参政権を行使した日（昭和21年4月10日）を記念して労働省が定めた「女性週間」にちなんで設けられました。

イベントはすべて無料です。但し、12日のイベントは、次の要領でお申込み下さい。

対象△区内在住、在勤、在学の方

申込▽往復はがきに（1）昼の部希望又は夜の部希望（2）住所（3）氏名（4）電話番号（5）希望人数（2名まで）、返信用はがきに住所、氏名を記入して

3月1日（月）までにお申し込み下さい。

昼の部、夜の部両方希望される方は、お手数でも別々にお申し込みください。

保育及び手話通訳を希望の方は、その旨も記入して下さい。

問い合わせ及び申込先

〒114-8508 (住所不要)北区 総務部男女共同参画室

☎3908-1111 内線2221・2222

'99 北区女性週間スケジュール 3月6日（土）～12日（金）

イ ベ ン ト 名	6日（土）・7日（日） 午前10時～午後5時 7日（日）は午後4時	12日（金）	
		昼の部 午後1時30分～午後4時30分	夜の部 午後6時45分～午後8時30分
イベン ト名	アゼリアプラネットまつり ～むすんで・ひらいて～ 全館で日頃のサークル活動の成果を披露します。展示・発表・体験コーナー、国際交流、バザー等楽しみがいっぱいです。 7日の午後はフォーラムを開催します。 ★一部 「街と共に生き、共に育つ」 （1時より） ★二部 「あんなたちのときめき願望」 （2時30分より） 講師 東京工業大学大学院 助教授 上田紀行氏	映画とトーク ～愛する人へ…～ 映画名「ユキエ」 アメリカ・ルイジアナを舞台に、初老を迎えたアメリカ人の夫と、アルツハイマーにおかされた日本人の妻の夫婦愛ドラマです。主演・倍賞美津子、ボー・スペンソン他。 • 上映後、監督松井久子氏のトーク 抽選で20名の方に、「ユキエ」のパンフレットを差し上げます。	太鼓演奏と寸劇 ～響いていますか、心と心～ 「さざなみ太鼓」 オットコ一座の寸劇 「夜明けは・何度も・やって来る」 母の死で明らかにされる強いられた女と男の生きざまと、果てしない距離を描いたものです。
会場	アゼリアプラネット（女性センター） ☎ 3913-0161	北とびあ つつじホール	北とびあ つつじホール

東京都男女平等推進基本条例（仮称）検討骨子が発表されました

第5期「東京都女性問題協議会」はこの度、「東京都男女平等推進基本条例（仮称）検討骨子」を取りまとめました。

- 条例に盛り込むべきとされている項目は、「男女共同参画社会の基本理念」「性別による権利侵害の禁止等」「男女平等参画推進の促進」などです。
- 都民・事業者・行政が一体となった取組みを進めるため、各主体ごとの責務規定を条例に盛り込むべきとしています。
- 現在特別な規定が存在しない、夫等から妻等への

暴力についても、行ってはならないこと、都はその防止のための啓発に努め、被害を受けた妻等に対して保護及び自立の支援等必要な措置を講ずることとしています。

4) 現在特別な規定が存在しない、職場以外の領域（学校や地域社会等）におけるセクシュアル・ハラスメントも規定すべきとしています。

現在協議会は、この骨子に対する都民の意見を広く募集しています。記入用紙は、男女共同参画室及び女性センターにございますので、お問い合わせ下さい。

Azalea No. 19

刊行物登録番号
10-2-008
(3月号)

平成11年2月26日発行

発行／東京都北区総務部
男女共同参画室
〒114-8508
北区王子本町1-15-22
TEL 03-3908-1111
内線2221・2222

企画・編集／アゼリア編集委員会

区民編集委員
草間浩子
本田りえ
矢澤弘子
厚美薰
写 真／小田原淑子
協 力／株式会社 タクト・ワン

アゼリアを通して多くの方と出会い、お話を聞けたことは、私にとって改めて自分の考え方を見直すきっかけになりました。今年も、私たちの抱えている身近な問題へと鋭く切り込んでいきたいと思います。読者の皆様のご意見をどうぞお寄せ下さい。（矢澤）

編集後記